

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	T D K株式会社			コード	6762
提出日	2024/5/22	異動（予定）日	2024/6/21		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外取締役選任議案（4名）が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	中山 こずゑ	社外取締役	○														○		有
2	岩井 睦雄	社外取締役	○														○		有
3	山名 昌衛	社外取締役	○														○		有
4	勝本 徹	社外取締役	○														○	新任	有
5	ダグラス・K・フリーマン	社外監査役	○														○		有
6	山本 千鶴子	社外監査役	○														○		有
7	藤野 隆	社外監査役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	株式会社東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）」及び下記の当社が定める「独立性基準」には抵触していないことから、引き続き独立役員に指定いたしました。
2	該当事項なし	株式会社東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）」及び下記の当社が定める「独立性基準」には抵触していないことから、引き続き独立役員に指定いたしました。
3	該当事項なし	株式会社東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）」及び下記の当社が定める「独立性基準」には抵触していないことから、引き続き独立役員に指定いたしました。
4	該当事項なし	株式会社東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）」及び下記の当社が定める「独立性基準」には抵触していないことから、新たに独立役員に指定いたしました。
5	該当事項なし	株式会社東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）」及び下記の当社が定める「独立性基準」には抵触していないことから、引き続き独立役員に指定いたしました。
6	該当事項なし	株式会社東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）」及び下記の当社が定める「独立性基準」には抵触していないことから、引き続き独立役員に指定いたしました。
7	該当事項なし	株式会社東京証券取引所が定める「一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）」及び下記の当社が定める「独立性基準」には抵触していないことから、引き続き独立役員に指定いたしました。

#### 4. 補足説明

《社外役員の独立性基準について》  
 当社は、当社が招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性を確保するため、株式会社東京証券取引所が定める「独立役員の確保（有価証券上場規程第436条の2）」及び「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の2」等を参考に、当社の【独立性検証項目】を設定しております。その概要は、以下のとおりであります。

【独立性検証項目】

(1) T D Kグループ関係者の場合  
 現在及び過去10年間において、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。  
 ①当社または当社子会社の取締役（社外取締役を除く）  
 ②当社または当社子会社の監査役（社外監査役を除く）  
 ③当社または当社子会社の執行役員  
 ④当社または当社子会社の使用人

(2) 取引先の場合  
 現在及び過去3年間において、下記①の取引先またはその業務執行者に該当する場合もしくは下記②に該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。  
 ①当該取引により、T D Kグループまたは当該取引先の存続発展に必要なし多大な影響を及ぼす地位を有すると、客観的・合理的に認められる場合（依存度が高い場合、連結売上上の2%以上である場合、T D Kグループから役員報酬以外に金銭その他の財産を受けている場合）  
 ②当該取引先との取引において、T D Kグループ内で当該社外役員の関与が認められる場合

(3) コンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合  
 現在及び過去3年間において、以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。  
 ①役員報酬以外に、金銭その他の財産をT D Kグループから得ることにより、当該社外役員（候補者の場合を含む、以下同じ）が独立役員としての職務を果たせないと、客観的・合理的に認められる場合（依存度が高い場合）  
 ②当該社外役員の属する団体（以下、「当該団体」という）が、T D Kグループから役員報酬以外に、金銭その他の財産を得ることにより、当該社外役員が独立役員としての職務を果たせないと客観的・合理的に認められる場合（年間総報酬の収入の2%以上である場合）  
 ③専門家または当該団体から受けるサービス等がT D Kグループの企業経営に不可欠ないし他に同等なサービス等の提供先が容易に見つからないなど、T D Kグループの依存度が高い場合  
 ④当該団体から受けるサービス等において、T D Kグループ内で当該社外役員の関与が認められる場合

(4) 当該社外役員の近親者の場合  
 現在及び過去3年間において、当該社外役員の近親者（2親等内の親族）が以下のいずれかのケースに該当する場合は、社外役員の独立性がないものと判断する。  
 ①上記（2）または（3）に掲げる者（重要でない者を除く）  
 ②当社または当社子会社の業務執行者（重要でない者を除く）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。